



平成 28 年 12 月 26 日

各 位

住 所 石 川 県 白 山 市 福 留 町 3 7 0 番 地
会 社 名 株 式 会 社 ウ イ ル コ ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 の 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 若 林 裕 紀 子
役 職 氏 名 (コ ー ド 番 号 : 7 8 3 1 東 証 第 二 部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 大 槻 健
電 話 番 号 0 7 6 - 2 7 7 - 9 8 3 1

**単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更（単元株式数の変更、
監査等委員会設置会社への移行等）に関するお知らせ**

当社は、平成28年12月26日開催の取締役会において、平成29年1月26日開催予定の当社第38回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。))に、株式併合及び定款一部変更（単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更、監査等委員会設置会社への移行に係る変更、取締役の責任免除に係る変更等）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年5月1日をもって、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することと致しました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

(3) 変更の条件

本株主総会において、本件単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案通り承認可決されることを条件と致します。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることのないよう、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことと致しました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併 合 の 割 合 平成29年5月1日をもって、同年4月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合致します。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年10月31日現在）	24,650,800株
併合により減少する株式の数	22,185,720株
併合後の発行済株式総数	2,465,080株

注) 「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

所有株式数	株主数	(割合)	所有株式数	(割合)
10株未満	161名	(13.42%)	219株	(0.00%)
10株以上	1,039名	(86.58%)	24,650,581株	(100.00%)
総株主	1,200名	(100.00%)	24,650,800株	(100.00%)

注) 本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様161名(その所有株式の合計219株。平成28年10月31日現在)が株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りの手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

(5) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件と致します。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

① 株式併合に関する変更

上記「2. 株式併合」に記載した本株式併合に関する議案が本株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を7,660万株から766万株に変更するものであります。

② 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。)によって新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行が可能な体制とし、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行致したく、監査等委員会及び監査等委員に関する定めの新設並びに監査役及び監査役会に関する定めを削除を行うものであります。

③ 取締役の責任限定に関する変更

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる取締役の対象が拡張されたことに伴い、適切な人材の招聘をより可能とし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とすべく取締役の責任限定に関する定めの変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

④ 剰余金の配当等の決定機関に関する変更

機動的な配当政策及び資本政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役決議においても可能とする旨の定めを新設し、これに伴い、当該定めと重複することとなる現行定款第6条の定めを削除するものであります。

⑤ その他

上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理・統一を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、第5条及び第7条を除き、本総会の終結の時をもって発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="183 331 643 398">第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="183 421 643 488">第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="183 499 805 566">第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>76,600,000</u>株とする。</p> <p data-bbox="183 589 662 622">(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p data-bbox="183 633 805 734"><u>第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p data-bbox="183 757 343 790">(単元株式数)</p> <p data-bbox="183 801 805 869">第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p data-bbox="183 891 454 925">(単元未満株主の権利)</p> <p data-bbox="183 936 454 969">第 8 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="183 969 805 1115">(1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p data-bbox="183 1137 375 1171">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="183 1182 805 1283">第 9 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="183 1305 406 1339">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="183 1350 454 1384">第 10 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="183 1384 805 1485">2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. (条文省略)</p> <p data-bbox="183 1518 662 1552">第 3 章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="183 1563 582 1597">第 11 条、第 12 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="183 1619 454 1653">(招集権者および議長)</p> <p data-bbox="183 1664 454 1697">第 13 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="183 1720 805 1776">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="183 1787 805 2000">第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p data-bbox="837 331 1297 398">第 1 章 総 則 第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="837 421 1297 488">第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="837 499 1460 566">第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,660,000</u>株とする。</p> <p data-bbox="1093 633 1220 667">(削 除)</p> <p data-bbox="837 757 997 790">(単元株式数)</p> <p data-bbox="837 801 1460 869">第 6 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p data-bbox="837 891 1109 925">(単元未満株主の権利)</p> <p data-bbox="837 936 1141 969">第 7 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="837 969 1460 1115">(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p data-bbox="837 1137 1029 1171">(株式取扱規程)</p> <p data-bbox="837 1182 1460 1283">第 8 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p data-bbox="837 1305 1061 1339">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="837 1350 1141 1384">第 9 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="837 1384 1460 1485">2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="837 1518 1316 1552">第 3 章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="837 1563 1268 1597">第 10 条、第 11 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="837 1619 1093 1653">(招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="837 1664 1141 1697">第 12 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="837 1720 1460 1776">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="837 1787 1460 2000">第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条、第16条 〈条文省略〉</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 〈条文省略〉</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 〈新 設〉</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 〈条文省略〉</p> <p>3. 〈条文省略〉</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 〈新 設〉</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 〈新 設〉</p> <p>〈新 設〉</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 〈条文省略〉</p>	<p>第14条、第15条 〈現行どおり〉</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 〈現行どおり〉</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 〈現行どおり〉</p> <p>3. 〈現行どおり〉</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 〈削 除〉</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>〃</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 〈現行どおり〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、<u>開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項</u>を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印し、<u>または電子署名</u>を行う。</p> <p>2. 前条第2項の決議があったものとみなされる事項の内容<u>及び</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第29条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。 。 <u>(員 数)</u> 第30条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u> 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u> 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>) 第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>) 第35条 <u>監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役</u>を選定する。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>) 第29条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>) 第31条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>) 第32条 <u>監査等委員会は、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員</u>を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第36条 <u>監査役会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記載をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>) 第37条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>報酬等</u>) 第38条 <u>監査役</u>の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除) 第39条 <u>当会社</u>は、<u>会社法第426条第1項の規定</u>により、<u>取締役会</u>の決議によって、<u>同法第423条第1項に規定する監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. <u>当会社</u>は、<u>会社法第427条第1項の規定</u>により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を法令の限度に限定する契約を締結</u>することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 第40条～第42条 〈条文省略〉</p> <p>(<u>報酬等</u>) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 第44条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第33条 <u>監査等委員会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより、<u>開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項</u>を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) 第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 第35条～第37条 〈現行どおり〉</p> <p>(<u>報酬等</u>) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 第39条 〈現行どおり〉</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) 第40条 <u>当会社</u>は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会</u>の決議によって定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当会社は、取締役会によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第47条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p>2. <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p>第42条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>当会社は、第38回定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(効力の発生日に関する特則)</p> <p>第2条 <u>第5条及び第7条の変更は、平成29年5月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は、同日の経過をもって削除するものとする。</u></p>

4. 主要日程

平成28年12月26日	取締役会決議
平成29年1月26日(予定)	第38回定時株主総会
平成29年1月26日(予定)	定款変更の効力発生(発行可能株式総数及び単元株式数の変更を除く)
平成29年4月中旬(予定)	株式併合公告
平成29年4月26日(予定)	売買単位の1,000株から100株への変更
平成29年5月1日(予定)	株式の併合及び定款変更(発行可能株式総数及び単元株式数の変更)の効力発生

注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び単元株式数の変更の効力発生日は平成29年5月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単위가1,000株から100株に変更される日は、平成29年4月26日となります。

以 上